大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市公正職務審査委員会 委員長 辻 公雄

公益通報 (第20-01-109号) の対応について (勧告)

標題について、本委員会において調査及び審議を行った結果、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第9条第1項の規定に基づき、次のとおり改善を勧告します。 直ちに、必要な措置を取られるとともに、その内容を本委員会に報告してください。

記

1 通報概要

『環境局のある職員が、まだ着工すらしていない「環境事業センター駐輪場設置工事」を完成したことにして「検査調書」を作成し、上司の担当係長に無断で決裁印を押印した上で、担当課長代理と担当課長には「工事が完成して検査もした」という虚偽の報告をして決裁を受け、業者に支払を行っていた。』

2 調査結果

本件の調査によって、当該職員の担当する平成20年度の工事において、下記のような3件の不適正な取扱いが行われていたことが確認できた。

- (1) 火災による焼損を復旧する工事を依頼した業者に、契約手続を経ることなく別の改修工事を併せて発注し、3月に実施した。その結果、入札が必要とされる金額を上回ってしまったため、契約を分割し、それぞれ工事終了後の5月2日及び5月12日に随意契約を締結した。その後、5月21日に完成したとする虚偽の事業請負検査調書を作成した上で、支払手続に入り、5月27日及び6月2日に支出命令書が発行された。
- (2) 実際には、平成20年5月30日頃から6月9日頃にかけて実施した工事において、 着工すらしていない5月21日に工事が完成したとする虚偽の事業請負検査調書を作成 の上、支払手続に入り、6月2日に支出命令書が発行された。
- (3) 実際には、平成20年7月7日頃から7月21日頃にかけて実施した工事において、 着工すらしていない5月27日に工事が完成したとする虚偽の事業請負検査調書を作成 の上、支払手続に入り、6月20日に支出命令書が発行された。

3 判 断

(1) 当該職員がこのような行為を企図し、行うに至るまでの事情には、考慮すべきものが無い訳ではないが、行為そのものは手続違反にとどまらず、法令に反するおそれの強いものであり、容認できるものではない。

また、当該担当者が業者に要請して、代表者印は押印されているが日付欄が空白と

なっている請求書や未完成の工事に関する工事完成通知書を提出させ、それを支出決議書等に添付していることが確認された。結果として、当該工事が実施され、大阪市に損害は生じていないものの、このような不適正な契約手続が行われたことは、極めて遺憾である。

(2) 本件の調査においては、無断で決裁印を押印するなどの行為は確認できなかったものの、本件通報によって明らかになるまで、このような事態が全く認識されていなかったという事実や、支出に必要な書類が形式上整っていたため決裁を承認したといった証言から判断すれば、決裁行為が形骸化し、チェック機能を果たせていなかったものと考えざるを得ない。

4 勧 告

上記判断に基づき、次のとおり改善されるよう勧告を行う。

- (1) 環境局においては、決裁権限を有する上司が、担当者が作成した虚偽の検査調書及びその関連資料の内容を十分に確認せずに承認し、契約の分割や着工すらしていない工事代金の支出の承認を行ったという事実を真摯に受け止め、二度とこの様なことが発生しないよう、所属職員への徹底した指導や、契約から支出に至る業務執行の手続の厳正な取扱いを実施するよう強く求める。
- (2) 工事請負契約等については、環境局のみならず、全市で行われているものであり、 事実と異なる検査調書による契約代金の支出等がなされないよう、他の職員によるチェックや工事完了後の写真添付の義務付けなど、工事等の履行確認に関する契約規則 の運用マニュアルを策定するとともに、その運用を厳格に行われたい。